

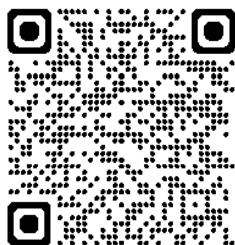
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

ジェネリック医薬品の利用を 推進しています。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

既存医薬品と同じ成分・効き目ですが、これら医薬品の使用実績をもとに開発されたため、安価で患者さんに提供することが出来ます。

当院では、厚生労働省の方針である後発医薬品促進に従い、ジェネリック医薬品を積極的に利用しています。

当院採用のジェネリック医薬品（後発医薬品）

当院のジェネリック医薬品は、患者さんに安心して利用してもらうため、品質確保・安全な情報提供・安定供給等を確認し、有効かつ安全な医薬品を採用しております。

また、医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行う体制を整備しています。その際には、患者さんに十分な説明をさせていただきます。



ジェネリック医薬品の利用及び変更について、
ご理解ご協力をお願いいたします。

大崎市民病院 院長